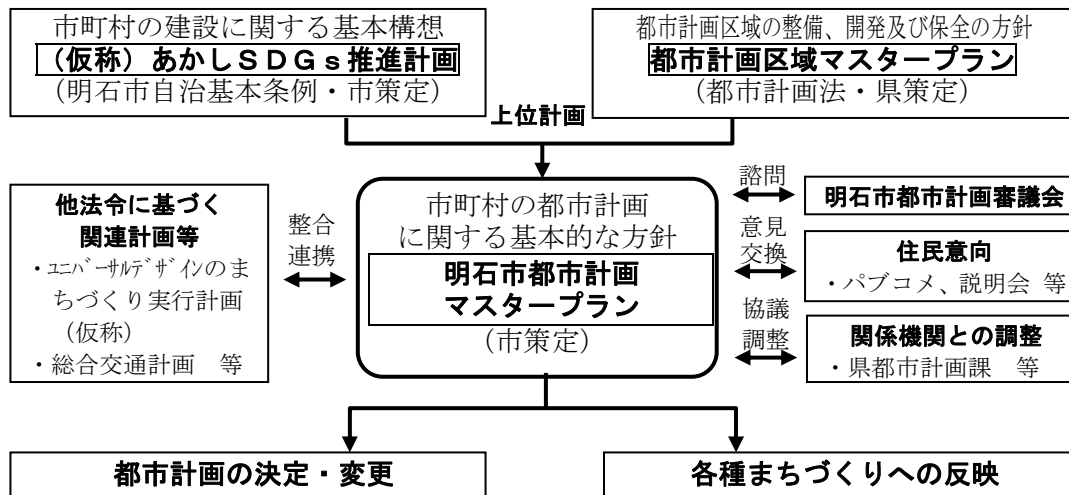


明石市都市計画マスタープランの見直しについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、「市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。これは、市の長期総合計画などを上位計画とし、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを定め、今後市が行う様々な都市計画の指針となるものです。

【都市計画マスタープランの位置づけイメージ】



2 見直しの理由

現行の都市計画マスタープランは、平成9年に策定され、その後、長期総合計画と整合を図りながら、平成13年、平成23年に改定が行われました。

目標年次である2020年度を迎えることから、人口や土地利用、駅前再開発や区画整理、道路整備などの都市基盤整備の状況変化やSDGsの推進など、現状の社会情勢の変化や今後のまちづくりの展望にあわせた見直しを行います。

なお、現在策定中の「(仮称) あかしSDGs推進計画」と同じく、2021～2030年度までの計画とします。

3 見直しの体制

庁内関係部署で構成する「明石市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、計画内容を検討し、現在、各種都市計画について審議を行っている「明石市都市計画審議会」へ適宜報告、助言を受けながら策定を進めます。

なお、市民意見の反映は、パブコメや計画の説明会などにて行うこととします。

4 今後のスケジュール

2020年度末策定に向けて計画作成を進めます。

	2020年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
マスタープランの策定	→									説明会・パブコメ		→	策定
策定委員会	計画素案作成 →												
都市計画審議会	適宜報告 →										諮問		